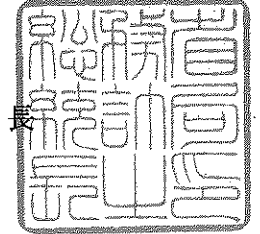


総 統 経 第 9 3 号
2 0 1 5 0 7 2 2 統 局 第 1 号
平 成 2 7 年 8 月 2 1 日

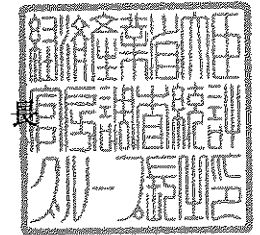
各 位

総 務 省 統 計 局



経 済 産 業 省 大 臣 官 房 審 議 官

調 査 統 計 グ ル ー プ 長



平成28年経済センサス - 活動調査の実施について (依頼)

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、総務省・経済産業省では、平成28年6月に全ての事業所・企業を対象とした「平成28年経済センサス - 活動調査」を実施いたします。

平成28年6月の実施に先立ち、調査の前年である平成27年9月中旬頃に、支所等を有する企業本社の方々に対して、調査の円滑な実施のため、企業傘下の支所等の事業内容などを確認する「企業構造の事前確認」を行います。

つきましては、貴団体が発行される機関誌（紙）への記事、広告の掲載を通じまして、傘下の方々へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済センサス - 活動調査は、我が国における産業構造を包括的に捉え、実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として平成24年2月に1回目を実施し、今回は2回目の調査となります。

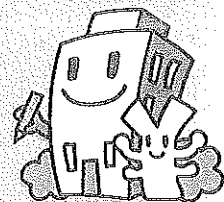
その調査結果は、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の清算の際に利用される他、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料としての利活用や、経営の参考資料として事業者の方々にも広く活用していただいております。

調査の趣旨・必要性、「企業構造の事前確認」の実施について御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話：03-3501-6606（直通）



平成28年 経済センサス

活動調査

あなたの調査票で日本経済の「いま」を明らかに！

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施します。



調査はどのように行われるの？

調査の期日

平成28年6月1日現在で行います。

法的根拠

経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)という法律に基づく基幹統計調査として実施します。

調査の対象

全国すべての事業所・企業が対象となります。

主な調査事項

名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業者数、主な事業の内容、消費税の税込み記入・税抜き記入の別、売上(収入)金額、費用総額及び費用項目、事業別売上(収入)金額、電子商取引の有無及び割合 など。

オンラインで回答できて
便利だな。



「事業所」 とは？

▶ この調査で回答していただく「事業所」とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、

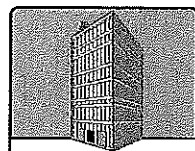
- ① 単一の経営主体のもと(グループ企業は含めません)で、
- ② 一定の場所を占めて、
- ③ 従業者と設備を有し、
- ④ 継続的に行われているものをいいます。

場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれを別の事業所とします。

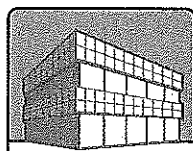
▶ 管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

「事業所」の例

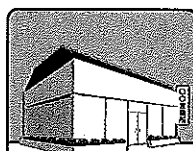
※ 従業者を有し、一定の場所・区画を占めて事業・活動が行われていれば、ここに例示したもの以外であっても、事業所に含めます。



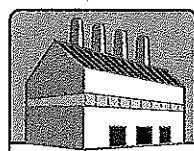
本所・本社・本店



支所・支社・支店



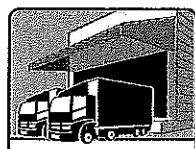
営業所



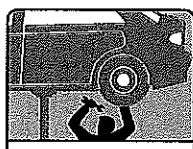
工場



従業者のいる倉庫



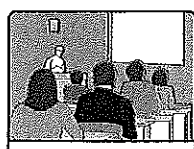
配送センター



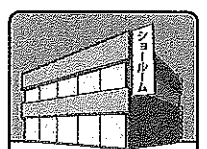
車両整備所



研究・開発センター



社員研修センター



ショールーム



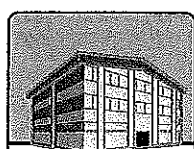
お客様センター



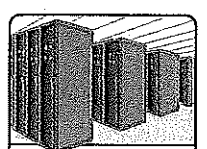
資料館



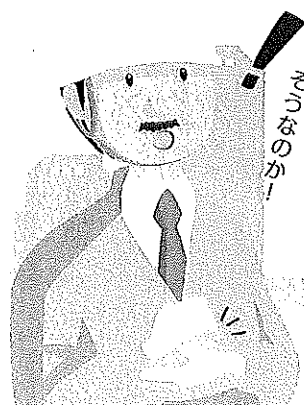
レストラン 食堂



保養所



データセンター



ぜひ

オンラインでご回答ください!

ぜひご回答をお願いします



調査の方法

単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上を除く)

新設された事業所
など

- ➔ 都道府県知事が任命した調査員が訪問いたします。
- ▶ 平成28年5月中に事業所の新設・廃業等の確認や調査票への回答依頼、配布を行います。
- ▶ 回答は「オンライン」か「紙の調査票」を選択できます。
- ▶ 紙の調査票での回答の場合には、調査員が回収に伺います。

支所等がある企業

単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上)
など

➔ 国が郵送にて実施します。

など

1 調査に向けての事前確認 (平成27年9月から)

- ▶ 企業の支所・支社・支店等の新設・廃止や事業内容等を確認するため、平成27年9月から対象となる企業宛てに「企業構造の事前確認票」を郵送します。
- ▶ 印字されている内容を確認・修正していただき、調査票の回答方法(オンラインか郵送による回答)をご回答ください。

2 調査票の配布・回答 (平成28年5月から)

- ▶ 事前確認させていただいた結果に基づいて、オンライン回答用のID又は事業内容に応じた調査票を平成28年5月中に郵送します。
- ▶ 企業全体の数字とともに、支所等ごとの従業員数や売上金額などについても本所等においてご回答ください。

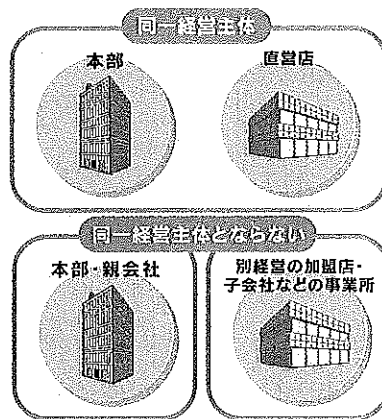
「チェーンなどの店舗」について

同一経営主体となる例
(本所・支所の関係です)

- ▶ フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- ▶ フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主(企業)が経営するすべての店舗

同一経営主体とならない例
(本所・支所の関係ではありません)

- ▶ フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営)
- ▶ 親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所



統計法に基づく調査

経済センサス-活動調査は、「統計法」(平成19年法律第53号)に基づき、経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする統計調査です。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。(後略)
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件
(平成21年4月1日総務省告示第216号)(抄) / (別表抜粋)

経済構造統計 全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

なるほど。

